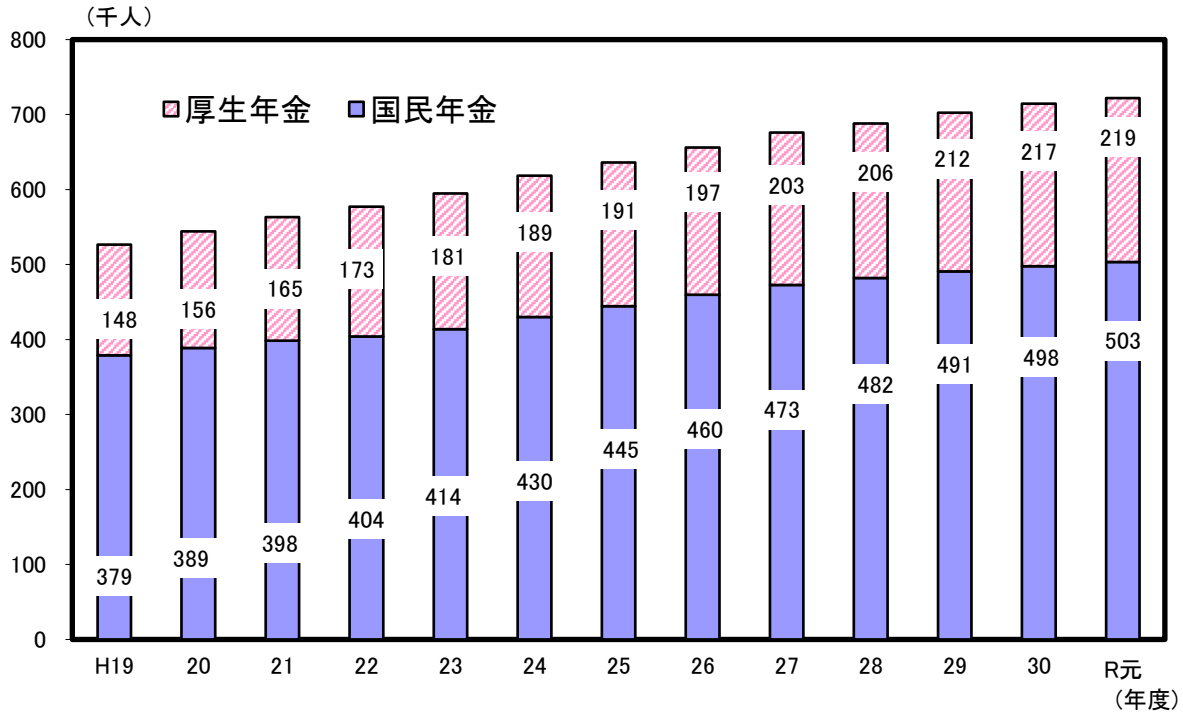


熊本県の国民年金・厚生年金受給者数の推移



解 説

【概要】

令和元年度末の県内の国民年金受給者は503,215人。厚生年金受給者は218,539人となっている。

国民年金、厚生年金とも受給者は年々増加しており、平成19年度と比べると、国民年金で32.8%、厚生年金では48.0%の増加となっている。

○国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老齢・障害・死亡の保険事故に該当したときに「基礎年金」を受給する制度。

国民年金の被保険者は、職業・就労状態や保険料の納め方で3種類（第1号・第2号・第3号被保険者）に分かれているが、厚生年金保険（厚生年金）等の被用者保険に加入している者（第2号被保険者）は、同時に国民年金に加入していることになる。

○第1号被保険者

国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（農林漁業従事者、自営業者、学生等）

○第2号被保険者

国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者（厚生年金保険など被用者保険制度の加入者）

○第3号被保険者

国民年金法第7条第1項第3号に規定する被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）

○厚生年金

主として日本の民間企業の労働者が加入し、老齢・障害・死亡について保険給付を行う公的年金制度。

○老齢基礎年金

国民年金に加入し、保険料納付済期間・保険料免除期間・合算対象期間の3つが合計10年（平成29年7月31日までは25年）以上ある人が、原則65歳から受給できる制度。

資料出所	調査期日	調査周期
「厚生年金保険・国民年金事業状況」 厚生労働省	令和2年3月	毎月